

# 唐代の觀察処置使について

—藩鎮体制の一考察—

鄭炳俊

【要約】 本稿は、藩鎮の兼ねる民政官職たる觀察使を取り上げ、藩鎮体制の民政的側面を考察するものである。従来の藩鎮研究には次のような問題点があった。第一は、一部の反逆の藩鎮に見られる事象がそのまま一般化される傾向があることである。第二は、唐朝と藩鎮をあまりにも相離反する実態としてとらえていることである。第三は、藩鎮研究があまりにも軍事的側面に傾いていることである。第四は、藩鎮が全国に置かれてから中央と州との関係が大いに絶たれてしまったという認識の下で、研究が行われていることである。考察の対象は直接的には第三の問題点に関わるものであるとしても、それらが互いに密接に絡み合っているだけに、論述の過程では、自ずと他の問題点にも取り組むことになる。そして、本稿の目的は、それらの問題点を抱える藩鎮研究の殆どが唐朝と藩鎮との関係に対して一定の認識をあらわし、またそれを重要な前提としてそれぞれの藩鎮論を展開していることを意識して、主に両者の関係に対する筆者の認識を示すことにある。

史林 七七卷五号 一九九四年九月

## はじめに

安史の乱を契機として全国に置かれた藩鎮は軍・民政にわたる強大な権限を持ち、律令支配の破綻による社会的諸矛盾の深刻化と密接に絡み合いながら、地方政治を大きく左右する存在となった。数州から十数州を統轄するこの藩鎮の登場により、唐初以来の中央集権体制は大いに後退し、また時として唐朝と強藩との間に権力を巡る闘争が繰り広げられる。觀察処置使(以下、觀察使と略称)は、いわば藩鎮の兼任する官職として、その民事的側面をなすものである。

唐宋変革論に関わる問題意識もあって、従来藩鎮に対する研究は数多く行われている。まずそれらの研究の問題点を整理して本稿の性格を明確にしたい。第一は、河北三鎮等の一部の反逆の藩鎮に見られる事象がそのまま一般化される傾向があることである。この点に関連して大沢正昭氏は、日本における藩鎮研究の有力な一角をなしている堀敏一氏の研究を取り上げ、堀氏は全ての藩鎮を同質のものとして分析し、各々のもつ地域的差異を捨象してしまったと指摘している<sup>①</sup>。大沢氏も熟知していたであろうが、そのような傾向は日野開三郎氏の研究を含めて一般にもよく見られるものである。こういう面で中国の張国剛氏による藩鎮の類型論は大きな示唆を与えている。第二は、唐朝と藩鎮をあまりにも相離反する実体としてとらえていることである。これは河北三鎮等に重きを置く藩鎮研究の必然的結果であるかも知れないが、日野開三郎氏はもとより、堀敏一・栗原益男両氏の研究も結局同じであり、日本で主流をなしている。これに対して中砂明德氏は、王朝―藩鎮の拮抗関係を認めながらも、両者の共存的形態に関心を持ち、藩鎮体制を唐朝の支配体制の転換とかわらせようと試みている。中国でも、とりわけ清の趙翼により完成されたと思われる「藩鎮割拠」論を主とする藩鎮観が主流をなしているが、近来、藩鎮に対する国家の主体性を認めて、藩鎮が唐朝を支える側面を論じたり藩鎮を国家機構の一部として位置付ける等の新たな試みも行われている<sup>②</sup>。第三は、藩鎮研究があまりにも軍事的側面に傾いていることである。藩鎮に対する夥しい研究が行われている中、藩鎮の民事的側面たる觀察使に関する専論は日野開三郎「觀察処置使について―主として大曆末まで―」<sup>③</sup>が出されているのみである。これにしても、唐後期全般にわたっては不十分であり、氏独自の藩鎮論に基づいて管下州県に対する觀察使の恣意的支配があまりにも強調されている。第四は、觀察使が置かれてから原則とは裏腹に中央と州との関係が大いに絶たれてしまったという認識の下で、藩鎮あるいは觀察使に対する研究が行われていることである。その関係が持続していたかどうかという問題は藩鎮に対するわれわれのイメージに大きな影響を及ぼし兼ねない。その関係が持続していたことについては前稿<sup>⑦</sup>で論じ、本文でも所々で補うつもりである。

以上の問題を克服していく一つの過程として、本稿ではとくに唐朝の地方支配政策と觀察使との関係に重点を置きな

がら論を進めたい。地域的には前稿と同じく、大づかみに諸藩鎮を、唐朝の威令が及ぶ地域と及ばない地域とに分けて、前者の大多數の藩鎮の地域を主な考察の対象とする。まだ出発の段階ではあるが、このような方法により、藩鎮体制の新たな歴史的意義が明らかになることを期待する。

① 大沢正昭「唐宋・五代政治史研究への一視点」(『東洋史研究』三二―四、一九七三) 一一八頁。

② 張国剛「唐代藩鎮類型及其動乱特点」(『歴史研究』一九八三―四) 及び「唐代藩鎮の類型分析」(『唐代藩鎮研究』湖南教育出版社、一九八七)。氏は諸藩鎮を分けて「河朔割拠型」と「中原防遏型」と「辺疆御辺型」と「東南財源型」と分類する。

③ 中砂明徳「後期唐朝の江淮支配―元和時代の一側面―」(『東洋史研究』四七―一、一九八八)。但し氏の研究は藩鎮全体から見れば、未だ問題提起の段階に過ぎない。

④ 趙翼の藩鎮論は『廿二史劄記』卷二〇「唐節度使之禍」や「方鎮驕

## 一 律令支配の破綻と地方使職の発達

觀察使の性格をより明確に理解するため、まずその前身たる唐前期の地方使職の発達の実態やその時代的背景を考察する。その発達の様態を見よう。<sup>①</sup>高祖が帝位について間もない武徳元年(六一八)二月に馬元規を山南に遣わして百姓を慰撫し、同年六月に太僕卿宇文明達をして山東地方を招慰した。<sup>②</sup>以後高祖は時として各地に使臣を派遣するが、その目的は主に、隋末唐初の動乱が激しく進んでいる中で、広がる勢力版図内における民心の收拾や占領地域での支配体制の強化等にあったであろう。ついで太宗が即位して貞観三年(六二九)五月に大理卿杜正倫と催敦礼等を闕内諸州に派遣して百姓を撫慰し地方官を監察せしめ、同八年正月には蕭瑀と李靖等十三人の大臣をそれぞれ十六道黜陟大使に任命して天下を巡省せしめた。<sup>③</sup>以後全国にわたる監察使臣の派遣がしばしば行われるようになるが、同二十年正月には大理卿孫伏伽・黃門侍郎

兵」に最もよく集約され、現在の中国と台湾のみならず、日本の学者にも大きな影響を及ぼしている。

⑤ 例えは張国剛「唐代藩鎮研究」(前掲)、程志「論唐藩鎮の本質和作用」(『東北師大報』一九八六―一六)等がある。但しこれらは藩鎮体制の時期的変化に関わる問題に対してはそれほど注意が払われていない。

⑥ 『日野閉三郎東洋史学論集』(以下、『日野論集』と略称)三、三三―書房、一九八一に収録。以下、日野「觀察使置使」と略称。

⑦ 拙稿「唐後半期の地方行政体系について―特に州の直達・直下を中心として―」(『東洋史研究』五一―三、一九九二)。以下、前稿と略称。



とを物語る。ところが、その結果採訪使が州県に過大な影響力を及ぼすことが生じ、その権限が制限される例も見られ、<sup>②</sup>ある面で唐朝が依然として強大な地方権力の出現には慎重な態度を取っているのが窺われる。そして唐朝の期待に対して採訪使が必ずしも十分にその役割を果たしていない事象も見られる。<sup>③</sup>しかし、天宝末年に採訪使が黜陟使をも兼任しており、<sup>④</sup>慎重ながらも唐朝が採訪使に権限を与えていたのは間違いない。

地方使職の発達、とりわけ採訪使の設置の背景についてみよう。地方監察使職が州県に対する監察及び監督を本来の任としていただけに、その設置の要因は何よりも州県政治のあり方に求めるべきである。唐が隋を受け継いで整然とした中央集権的州県体制を確立したのはいうまでもないが、その裏に矛盾も働いていた。とりわけ人事面での内官重視や外官軽視の風潮は甚だしく、その弊害を論ずる議論が多く行われていた。地方官が中央からの貶官により占められる場合が多く、従って地方官の資質が低下し、地方統治がうまくいかない大きな原因となっていたが、<sup>⑤</sup>開元年間に至れば、

〔開元十六年〕七月詔して曰く、州県牧守等、……仍お法式に遵わず、自ら紀綱を紊し、質選して營利し、或いは親讖を縦ち、下人を侵暴し、或いは郵伝に在りて、貨馬を規求すること有り、諸の此の如き類、具さに言うべからず〔『冊府元龜』卷一五八帝王部誠勅三〕。

と、州県官の腐敗や紀綱の弛緩が顕在化し、その上、

凡そ制令の宣布、皆人を為める所以なり、聞くが如くんば州県勅を承くるに多く百姓に告示せず、威な閭巷の間をして旨意を知らざらしむ。是れ何の道理なるや、……〔『唐大詔令集』卷一一〇誠諭「令州県以制勅告示百姓勅」〕。

と、州県官が百姓に告示すべき制令を告示しない等、規律がよく遵守されないこともあらわれていた。周知のように玄宗期は異民族の活動の活発化等により巨大な財政的負担を抱え、財政使職を設置する等、支配体制の改革に大きな拍車が掛かっていた時期である。玄宗は州県政治の改善や組織の整備にも積極的に取り組み、多くの施策を打ち出していた。即ち「命新除牧守面辞勅」・「簡京官為都督刺史詔」・「誠勸諸州刺史勅」・「刺史令久在任詔」・「京官都督刺史中外迭用勅」・

「処分県令勅二道」・「重牧宰資望勅」等の勅令が枚挙に暇がないほど発せられており、州県政治に取り組む姿勢が前代とはかなり異なっていた。その施策の一つとして採訪使の設置が行われたのであるが、唐朝が地方監察機構の常駐化とその権力の強大化に慎重な態度を取りながらも、結局開元二十二年に採訪使の設置を断行したことから見れば、一連の州県改革の施策にもかかわらず、州県官の腐敗や紀綱の弛緩が深刻に進んでいたと推測される。

そして採訪使は六条にもとづく監察活動のみならず、様々な行政的業務にも関わっていた。<sup>④</sup> その中、とくに武則天期以来重要な政治懸案になった逃戸と監察使職との關係を検討して、採訪使の設置の背景のもう一つの側面を見る。証聖元年に李嶠が上奏を行い、多少誇張の気味はあるが、逃戸の檢括問題につき、

今縦し更に搜檢し、而して之を州県に委ねるも、則ちまた旧蹤に襲り、無益に卒わる。臣以為えらく、宜しく御史に令して督察檢校せしむべし。……（『唐会要』卷八五逃戸）。

と、州県に委ねてもその効果が殆ど出ないから、御史（この場合は巡察使等の監察使臣をさす）<sup>⑤</sup>に「督察檢校」させるように願っている。李嶠の建議は実行されなかったが、長安三年に至り、武則天が十道使を派遣して「天下亡戸」の檢括を行うようになる。<sup>⑥</sup> 逃戸が州県の檢括限度を越えていたことを物語っている。ともあれ、開元年間に至れば、

（開元九年）二月乙酉詔して曰く、……戸口至って多きと雖も、而して逃亡未だ息まざるは、良に牧宰の任、訓道に方無く、綏撫する能わざるに繇（由）るなり（『冊府元龜』卷六三帝王部発号令二）。

と、逃戸に対して州県が殆ど対処できない状態になっている。こういう事態に対して、玄宗が非常手段として開元九年から十二年にかけて有名な宇文融の括戸政策を実施して大きな成果を挙げたこともある。しかし籍帳を直接管理するのは州県であり、逃戸の発生を防ぐためには州県の役割が不可欠である。玄宗が開元十八年十一月に十道按察使に対して、

天下の戸の等第未だ平らかならず、升降須らく実なるべし。比来、富商大賈、多く官吏と往還し、通いに相い懇囑して、下等に居るを求む。今より已後、更に然るを得ず。如し囑請する者有らば、所由の牧宰、名を録して封進し、朕当に処分すべし。京都は御史に

委ね、外州は本道に委ねて、如し隠蔽して言わざること有らば、事に随つて彈奏せよ〔唐会要〕卷八五定戸等第〕。

と、州県による不正な戸籍管理の取り締まりの強化を命じており、採訪使が置かれてからは、

開元二十四年三月勅すらく、……今より已後、天下諸州の戸口、或いは刺史・県令に離任する者有らば、並びに宜しく分明して交付すべし。州県、仍お年終に至る毎に、各々存亡及び増加の実数を具して同に申し、並びに採訪使に委ねて重覆して省に報ずべし。……

〔唐会要〕卷八四雜錄〕。

開元二十六年七月勅すらく、諸州の応ゆる帰首して業に復する者、比來年終に至る毎に、皆当州録奏せり。今より已後、宜しく本道採訪使に牒報して同に勅せしむべし。……〔唐会要〕卷八五逃戸〕。

と、採訪使に対して戸口や逃戸の管理に関与するように命じている。そして開元二十六年七月には、従來所屬の州で年末に記録していた戸口調査方式を改め、採訪使による監査が行われるようにした。<sup>④</sup>逃戸問題に限らず、採訪使が設置された時期には、州県だけでは律令支配の破綻に対して殆ど対応できない状況になっていたと見られる。ちなみに、採訪使が行政的性格を持っていたのは確かであるとしても、採訪使はあくまで監察機構であり、その行政的性格をあまり高く評価してはならない。<sup>⑤</sup>

ところで、採訪使が置かれた後も、唐朝は、その派遣の回数減ったものの、依然として臨時の使臣を地方に派遣して州県を監察乃至監督していた。即ち、

其の官吏の中、貪冒にして贖私し、及び名教を犯し、或いは衰老・疾病し、或いは政理無き者、刺史已下、宜しく務を停して奏聞すべし。其の職を守るに公清、政を為すに尤異にして、事激勸に堪え遠近の知る者、具して名を以て聞せよ。其の諸道に遭損の人有らば、応に須らく賑給すべく、先に頻りに処分あるも、猶お凋弊を慮る。豈お憚を忘れんや。亦た宜しく審らかに州県と商量し、務めて周濟せしむべし〔唐大詔令集〕卷一〇四「遣使黜陟諸道勅」開元二十九年十月〕。

天宝五年正月、礼部尚書席豫と御史中丞王鉷・蕭隱之……とに命じて道を分かつて天下の風俗を巡按し、及び官吏を黜陟せしむ〔冊

『府元龜』卷一六二帝王部命使二。

とあり、使臣たちが殆ど採訪使を抜きにして、州県官を監察し、また州県と協議して賑給を行っている。こうした政策が州県に対する中央の統制力を維持し、採訪使の過大な権力伸張を牽制する効果をも挙げていたことは想像に難くない。一方、開元二十七年からはいわゆる宣慰使が毎年恒例で派遣されるようになるが、この場合は、

今より曰後、年毎に秋收の後に至らば、即ち宜しく使を遣わして道を分かちて宣慰し、仍お採訪使及び州県と相知して巡檢し、百姓の間に或いは乏絶して自ら支濟せざる者有らば、応に須らく蠲放し、及び振給し、便ち事を量り処置し訖りて奏聞すべし（『唐大詔令集』卷九「開元二十七年冊尊号敕」）。

と、採訪使とも協議してその任に当たることが定められた。これは採訪使が地方支配機構としての地位をある程度獲得していることをあらわす。

最後に、次の觀察使の権限の考察にも資するため、採訪使がもとにした六条を見ておく。即ち『新唐書』四八百官志三御史台に「其一、官人の善悪を察し、其二、戸口の流散・籍帳の隱没・賦役の不均を察し、其三、農桑の不動・倉庫の減耗を察し、其四、妖猾盜賊の生業を事とせず私かに蠹害を為すを察し、其五、德行孝悌・茂才異等・藏器晦跡の応に時に用うべき者を察し、其六、黠吏豪客にして兼并縱暴し、貧弱冤苦にして自ら申す能わざる者を察す」とある。

① 従来の研究には日野「觀察処置使」、池田温「採訪使考」『第一屆國際唐代學術會議論文集』台湾學生書局、一九八九、以下池田「採訪使考」と略称、何汝泉「唐代前期的地方監察制度」（『中國史研究』一九八九—）等がある。

② 『資治通鑑』卷一八五同年六月条及び胡三省注、『冊府元龜』卷一六一帝王部命使一等。

③ 『冊府元龜』卷一六一、『唐會要』卷七七等。なお、『資治通鑑』卷二二〇乾元元年五月条胡三省注に「貞觀初、遣大使十人巡省天下。諸州

水旱、則有巡察・安撫・存撫之名」とあるが、大使十人の巡省の年月は確かめられない。

④ 『冊府元龜』卷一六一、『唐會要』卷七七等。

⑤ 胡宝華「唐初監察」六条が「小考」（『河北師院學報』哲学社会科学版、一九八五—四）や邱永明『中國監察制度史』（華東師範大學出版社、一九九二）二六六—七頁參照。

⑥ 『旧唐書』卷九四李暉伝、『文苑英華』卷六九七李暉「論巡察風俗疏」等。

⑦ 『通典』卷二四職官六御史台等。なお韋方質が地官尚書をつとめたのは永昌元年（六八九）二月から翌年の載初元年一月までである。

⑧ 『資治通鑑』卷二二三開元二十一年末条に「凡十五道、各置採訪使、以六条檢察非法」とあり、少なくとも採訪使が置かれてからは六条が復活する。

⑨ 『通典』卷二四御史台。

⑩ 『唐会要』卷七七巡察按察巡撫等使。『新唐書』卷九一李嗣真伝等。

⑪ 『冊府元龜』卷一六二命使二、『旧唐書』卷一八五下姜師度伝等。

⑫ 『通典』卷三三職官十四州牧刺史「至景雲二年、改置按察使、道各一人」。

⑬ 池田「採訪使考」八七八〜九頁参照。

⑭ 日野「觀察処置使」一八四頁の「按察使置廢表」参照。

⑮ 前稿三八〇〜一頁。

⑯ 『資治通鑑』卷二二三開元二十一年末条。

⑰ 『通典』卷三三總論州佐「皆使自辟召、然後上聞」。

⑱ 『新唐書』卷四九下百官志外官「節度使」以節度使印自隨、留觀察使・當田等印、以郎官主之。『唐会要』卷七八採訪処置使開元二十二年条。

⑲ 注⑩同。

⑳ 『冊府元龜』卷六三五銓選部考課一、『通典』卷十五選舉三考績等。

㉑ 具体的には池田「採訪使考」八八九〜九五頁参照。

㉒ 注⑩同。

㉓ 『唐会要』卷七八採訪処置使大曆十二年五月条。

㉔ 『唐会要』卷七八採訪処置使「天宝九載三月勅、本道採訪使、令举

大綱。若大小必由一人、豈能兼理數郡。自今已後、採訪使但察訪善惡、举其大綱。自余郡務所有奏請、並委郡守、不須干及」。

㉕ 『唐会要』卷七八採訪処置使「至（開元）二十七年二月七日、赦文……比來諸道所通善狀、但優仕進之輩、与為選調之資、實與銜名、或乖古義。自今已後、諸道使更不須善狀、」（同）二十九年七月勅、採訪使等所資按部、恤撫処多、事須周細、不可匆遽、徒有往來。宣準刺史例入奏」。

㉖ 『文獻通考』卷五九職官三觀察使、『資治通鑑』卷二二〇乾元元年五月壬午条の胡三省注。

㉗ 辻正博「唐代貶官考」（『東方学報』六三、一九九二）二七六頁参照。

㉘ 中村裕「唐代制勅研究」（『汲古書院』一九九二）九〇三〜四頁参照。

㉙ 『唐大詔令集』卷一〇〇官制上、『全唐文』卷三五元宗皇帝十六等。

㉚ 田廷柱「唐玄宗改革地方吏治」（『遼寧大学学报』一九九〇）二）参照。

㉛ 日野「觀察処置使」一八八及び二〇四頁は、採訪使が事実上一道の行政長官になったとされ、池田「採訪使考」八八二頁は、監察使臣の性格と「広域守土治民之官」の性格を同時に具備していたとされる。

㉜ 『旧唐書』卷九四李嗣真伝。

㉝ 『資治通鑑』卷二〇七長安三年末条、『新唐書』卷一二五蘇瓌伝。なお唐長孺「唐代的客戶」（『山居存稿』中華書局、一九八九）一三三〜六頁等参照。

㉞ 中川学「唐代の逃戸・浮客・客戶に関する覚書」（『一橋論叢』五〇一三、一九六三）三四二頁。

㉟ 前稿七五頁参照。

## 二 觀察使の設置から徳宗まで

唐朝が採訪使を置き新たな支配体制の構築を模索している中、安史の乱が勃発した。この乱の最中に觀察使が置かれるが、これは系統的に採訪使の流れを汲むものの、地方情勢の大きな変化に伴い、採訪使とは大きく異なる様子を呈する。ここで地方情勢の変化というのは唐朝支配に分権的体制をもたらす藩鎮の台頭をさし、觀察使はこの藩鎮の兼任となる。従って觀察使の性格を的確に理解するためには、軍事機構としての藩鎮を巡る諸問題をも同時に考究することが必要であるが、ここでは一応両者を切り離す。では、まずその設置の理由<sup>①</sup>を解明しよう。

安祿山が天宝十四載（七五五）十一月に兵をあげて十二月に洛陽を陥れ、翌年六月には長安を占領した。この時点では形勢が反乱軍側に有利に展開するかに見えた。ところが、その翌月に肅宗が帝位について戦列を整えてからは新たな局面に入る。一方、反乱軍側では安慶緒が父の安祿山を殺して権力を握った。至徳二載（七五七）九月に唐朝軍が長安、翌月には洛陽を奪回した。同月二十八日に大赦が行われる。翌十一月には肅宗が広平王李俶や郭子儀に対して「吾の家国、卿に由りて再造せられり」と語り、自ら再建を果たしたと認識するようになる。翌十二月十五日には乱後の收拾を睨んで多くの施策を盛り込んだ「修復兩京大赦」が發布される。その内容の幾つかを見れば、功臣に対する大々的な論功行賞を行い、次年の租と庸の三分の一を免除し、天宝年間に改めた郡名や官名を廃止して州・刺史・吏部・兵部等の名称を復活し、反乱側についた人々の刑獄を実施し、使臣を地方に派遣して民を宣慰する等がある。これは、前後に多く打ち出される他の諸施策の中でもとりわけ、殆ど唐朝の再建を宣言し、新たな体制の下で王朝支配を始めるかのような観を呈する。同月、唐朝の再建の勢いを見守っていた史思明の部将の耿仁智が事実上河北を支配していた思明に対して「今唐室中興」と言い、烏承玘もまた「今唐室再造」という判断をして投降を勧め、思明も同様の認識をあらわす。ついに同月に史思明が唐朝に來降する。もはや残りや安慶緒だけであるが、あまり勢いがなく、河北の一部を除き殆どが唐に帰する。これで形勢は決

定的になり、翌年二月には安慶緒の武將能元皓が所部を挙げて来降する。同月に大赦を頒布し、天宝三載から使われていた年次等を表す「載」を廃止して「年」を復活して乾元元年と改元する。以後も乱の收拾策や新たな体制づくりが続くが、その一つとして同年五月に行われるのが觀察使の設置である。

その設置の理由をより具体的にみよう。乱が勃発するや、唐朝は採訪使に軍事権を与え、反乱軍に当たる諸州の刺史に防禦使・団練使を兼ねさせる等の軍事体制の強化を図った。しかし、反乱対策の中心をなしたのはいうまでもなく、従来辺境に置かれていた、数州から十数州の軍事を掌る節度使等の藩鎮の内地列置である。その際、それら藩鎮には各々「応須ゆる兵馬・甲杖・糧賜等、并びに本路において自ら供すべし」、「其の署せし官属並びに本路の郡県官、並びに各々自ら揀ぶに任せ、五品已上は署置し訖りて聞奏し、六品已下は便授に任せ、已後一時に聞奏せよ」という権限が与えられたりした<sup>⑥</sup>。彼らの中には強大な権限を背景にして、早くも乱中に反乱を起こすものも出た。しかし、安史の乱により国家存亡の危機にさらされていた時点では、唐朝は反乱軍に対抗する強大な権限を持つ勢力の存続を許すしかなかった。ところが、その再建が確実に見え、乱の收拾にあたる時期になるや、唐朝が強大な権限を持つ藩鎮を警戒し、その権限の削減をはかるのも当然であった。そしてその最も重要な政策の一つが乱により変質を遂げていた採訪使を廃止し、觀察使を設置したことである。つまり、乱が一応終熄に向かい、唐朝が非常体制から平時体制への転換を意識している中、藩鎮の領域の道ごとに、本来州県に対する監察機構たる觀察使を設置し、藩鎮に兼任させたのである。これにより、州県に対して殆ど全権を発揮していた藩鎮は法規的に一定の枠を付けられることとなる。觀察使が藩鎮権力の削減を狙う唐朝の思惑と密接に絡み合っていたのは、のち唐朝が節度使を廃止してその代わりに觀察使を置くことによっても裏付けられる<sup>⑦</sup>。

ところが、内乱は予想を越え、また激しさを増すようになる。即ち觀察使の設置の翌月、史思明の暗殺計画が失敗し、思明が再び反旗を翻し、戦局が一変したのである。史思明が慶緒を殺し自ら大燕皇帝と称し、また洛陽を占領した。觀察

使を兼ねる節度使の新設も続いた。以後、戦闘は長期戦に入り、代宗広徳元年（七六三）正月に史朝義の死により乱がようやく終わる。

反乱が予想以上の展開を見せたことにより、唐朝が巡察使の設置にかけた当初の意図は大きくはずれていた。戦乱が再び激しくなってから、諸藩鎮が巡察使を兼任したまま州県の民財政をも統轄し続けていたのである。ところが、唐朝は乱の打撃により衰弱していた。藩鎮に対する唐朝の威令が十分に及ばない事態が起こり、河北の魏博・成徳・盧龍の三鎮を中心とする「反側」の藩鎮が現れる。唐朝が従来から警戒していたことが現実となったといえる。そこで唐朝が乱の打撃から立ち直る次第で、藩鎮改革に乗り出すのが、代宗や徳宗の藩鎮抑圧はいずれも失敗に終わる。その中、河北三鎮を筆頭とする反側の地の藩鎮は不法に領土世襲・租税独占・官吏任免等を行い自立の態勢を固め、反側の地以外においても不穏な姿勢を見せる藩鎮が時々あらわれた。そして藩鎮の兼任たる巡察使は本務を越え、地方政治を左右するようになる。

それ故に、唐朝が巡察使の権力に対して制限を設けようとしているのが多く見られ、これらについては従来よく論じられている<sup>⑩</sup>。しかし、当時唐朝が巡察使の権限を削減しようとしていたとしても、ある面でその権力を利用していることを見逃してはならない。即ち本来の監察の任に関わり、

大曆四年七月癸未詔して曰く、聞くが如くんば、州県官、比年来、意に率って恣に麤杖を行い、格令に依らず、其の殞斃せしむるを致し、深く哀傷す可し。頻りに処分有るも、仍お乖越するを聞く。今より以後、……仍お巡察・節度使に委ねて、厳しく捉搦を加え、犯すこと有るなからしめ、名を録して聞奏せしむべし（『冊府元龜』卷一五一帝王部慎罰）。

（大曆七年）十一月詔すらく、聞くが如くんば、巴南の道州、頃年より以来、……。如し、刺史・県令、能く人民を政字し、流亡をして日に還り、戸口をして歳に益すこと有らば、宜しく巡察使に委ねて状を録して奏聞せしむべし（『冊府元龜』卷一六四招懷二）。

近日、州県の官吏、殺を専らにして威を立て、杖或いは制を踰ゆ。今より已後、情を責めて罰を決め、死を致す者有らば、宜しく本道の巡察使をして事由を具して聞奏せしむべし（『唐大詔今集』卷七〇「貞元六年南郊赦」）。

等の命令を出しており、さらに唐朝が觀察使に新たな権限を与え、州県の行政に対する監督をより強化させているのが見られる。例えば、

比部の状に称すらく、又大曆十二年六月十五日の勅に准るに、諸州府、当道觀察判官一人に委ねて、毎年専ら按覆し訖らんことを請う。限に准じて比部に（申せしむべき）者なり、と。去年より以来、諸州多く到らざる有り。今請うらくは、其の到らざる州府、黜陟使に委して、觀察使と共に計会勾当し、発遣して省に申せしめん。庶わくは皆齊一にして、法必ず行わるるを得んことを、と。勅旨あり、奏に依れ、と（『唐会要』卷五九比部員外郎建中元年四月）。

（貞元）九年正月詔して曰く、……今より宜しく州府をして輒りに閉糴有るを得ず、仍お塩鉄使及び觀察使に委ねて訪察して聞奏せしむべし（『冊府元龜』卷五〇二邦計部平糴）。

等がある。この中、前者は唐朝が唐初以来主に尚書省刑部の比部が掌っていた州の財政の勾検査務に觀察使を参与させるものである。即ち大曆十二年六月から觀察判官が州を按覆し、建中元年四月からは觀察使が黜陟使とともに比部に至らない州に対しても「計会勾当」するようになった。但しその時にも、引用文にも見られるように諸州が最終的には依然として比部の勾検査を受けることとなり、その基本的な枠組みは唐末まで持続されたと推測される。後者は、地方官による穀物の管外移出の禁止行為たる閉糴の弊害を防ぐため、唐朝が始めて觀察使にその取締りを命じたものであり、以後そのような命令は多く見られる。その他にも、唐朝が觀察使の役割に期待を掛けたものが見出される。しかし全体からみれば、その数や内容は限定されている。

では、唐朝が藩鎮の跋扈に大いに悩まされていたにもかかわらず、限定的ながらも、觀察使の役割を利用しようとしていたのは何故だろうか。一言でいえば、それは何よりも安史の乱後、州県が採訪使の設置の時期にも増して破綻していたからである。即ち「（安史の乱後）貪吏横恣にして、因縁姦を為し、法令檢制を得ること莫く、丞庶告訴を知らず」<sup>⑮</sup>、「大曆中、紀綱廢弛して、百事權に従い、率税の少多に至りては、皆牧守の裁制に在り」<sup>⑯</sup>、「其（建中元年）の後、或いは吏理宜を

失い、……或いは水旱荐りに災し、田里荒蕪し、戸口減耗するも、牧守苟避し、殿責に於いては、申聞を尽くすこと罕なり。……<sup>①⑦</sup>”という有り様であった。このような状況は唐朝の威令が大きく萎縮していた代宗期はもとより、安史の乱の打撃からある程度回復した徳宗期にも基本的には変わらなかつた。<sup>①⑧</sup>ところが、唐朝は地方政治の破綻を立て直すため、他にもいろいろと施策を打ち出しており、むしろこれらの方に唐朝がより力を入れていたとも思われる。

いずれにしても、当時唐朝が積極的には觀察使を利用しようとしていなかった。それはいうまでもなく、藩鎮が分立的傾向を表している中、觀察使の役割の強化が州県に対するその統制力を増大して分立の傾向を助長するかも知れないという憂慮によるものであった。州県政治が破綻を極め、唐朝支配を揺るがしていたとしても、唐朝が藩鎮抑圧をより重視していたのである。

ところで、兩税法の施行をもつて藩鎮に対する唐朝の政策の変化を認めようとする見解もあり、両者の関係に関する筆者の考え方を述べる。周知のように、徳宗建中元年正月に楊炎の上奏により施行された兩税法は、諸税を一本化して州・県ごとに額を定め、州の税収を上供・送使・留州の三部分に分けて中央・藩鎮・州のそれぞれの用に充てたものである。兩税法が経済体制の再編の一環として行われたとしても、地方支配体制の再編に大きな働きを果たしたことに違いない。本格的な研究はまだ行われていないが、一般に、兩税法は管下州県に対する藩鎮の恣意的な徴収を困難にする性格を持ち、そのため強藩が強く反発し反乱を引き起こしたといわれている。<sup>①⑨</sup>徴税や財政体系が兩税法に集約されることにより、藩鎮の恣意的な財政運営が法規的に大きな制限を受けたことは否めない。これに対して堀敏一氏は、基本的にはそのような立場に立ちながらも、唐朝が兩税法を施行し、藩鎮の体制を認めてそれに基礎をおいた新しい政治体制を施くに至ったという指摘をも出している。<sup>②⑩</sup>いずれも、諸藩鎮の地域的差異を視座に置いたものではない。諸藩鎮を大きく唐朝の威令の及ぶ地域と及ばない地域とに分けた上、政治的問題をも考慮に入れながら、藩鎮と兩税法との関係を見れば、兩税法の施行が反逆の地以外の一般藩鎮に対しては一定の枠をはめる一方で、送使等を設けてその恒常的な財源を確保させ、体制的に認

める性格を持つ。しかし、徳宗は反逆の地の藩鎮、とりわけその自立的態勢を体制的に認めるには至っていない。というのは、兩税法の施行後徳宗が反逆の藩鎮に対して強硬な姿勢を鮮明にしており、また後述する徳宗の政治の基本方針から見て、いまだ唐朝が反側の地を体制的に認めたとは考えられないからである。当時反側の地の藩鎮の態勢は唐朝の体制やその意志に真向から対立していたと見られる。唐朝が反側の地の自立的藩鎮の体制を認めるのは穆宗期以後のことであり、その場合も河北三鎮だけを認め、その他の藩鎮が河朔の旧事にならうことは認めない。ちなみに、兩税法は直接的にはあくまで経済や財政に関わるものであり、これをもって直ちに藩鎮に対する唐朝の政策の転換を想定しようとすれば、やや限界があると思われる。それはより多面的な検討を経るべきであろう。

そして徳宗が觀察使権限を限定的にしか拡大しなかったいま一つの理由を見るため、徳宗のいくつかの政策を検討する。次の三つを見よう。第一は徳宗が建中元年に安史の乱後二十余年間停止していた朝集使を召集したことである。②次に長安に宿舎を建築したことから見て、徳宗がその旧制を復活しようとしたのは疑いない。ところが、当時州は觀察使に統轄される支郡もしくは巡屬と呼ばれる地位に転落し、中央との関係は大いに絶たれていた。従って唐初に州が中央に直屬することをあらわした朝集使が上京したとしても、その本来の意義はもはや殆どなくなっていた。朝集使の制度は中宗期に既にその意味が減退し、玄宗期には朝集使の上京による弊害さえ著しくあらわれていたものである。③建中二年七月には徳宗が朝集使を一時停止した際、州の貢物や文解を功曹・司功參軍に任せて長安に送らせた。④その後、朝集使は事実上廃止されてゆき、建中二年七月の臨時規定は唐末まで行われたと推測される。

第二は律令官制の一時復活である。建中元年正月に宰相楊炎の上奏により、当時實質的に財政権を掌握していた度支・転運使等の使職の代わりに、尚書省金部・倉部等の職権を復活した。しかしその結果は「既にして省職久しく廢し、耳目相い接せず、能く振挙する莫く、天下の錢穀、總領する所無し」という状態であって、同年三月に再び判度支と江淮水陸転運使が任命され、その試みは皆失敗する。⑤ついで貞元二年正月に宰相崔造の上奏により、二度目の財政使職の廃止が断

行される。即ち『旧唐書』卷一三〇崔造伝を見れば、

（崔）造久しく江外に従事し、錢穀の諸使の上を罔するの弊を嫉み、乃ち奏して天下兩税の錢物、本道の觀察使・本州の刺史に委ねて官典を選び上都に部送し、諸道の水陸運使及び度支巡院・江淮輦運使等並びに停し、其の度支・塩鉄、尚書省の本司に委ねて判し、其の尚書省の六職、宰臣をして分判せしむ。……諸道の塩鉄の有る処、旧に依り巡院を置いて勾当せしめ、河陰の見在の米及び諸道の先に度支巡院に付して般運して路に在る錢物、度支に委ねて前に依り勾当せしめ、其の未だ本道を離れざる者、觀察使に分付して發遣せしめ、仍お中書門下に委ねて年終に諸道の課最を類例して聞奏せしむ。

とあり、漕運関連の諸使職を廃止して兩税錢物の京師への輸送等を当該地域の觀察使や刺史に委ねるとともに、宰相たちが分判する尚書省に度支・塩鉄の業務を掌らせている。しかし「崔造、錢穀の法を改むるも、事多く集らず。諸使の職、之を行うこと已に久しく、中外これに安んず。……造、憂懼して疾を成し、事を視ず。……（驍）混を以て度支・諸道塩鉄・輦運等使を兼ねしめ、造の条奏せる所、皆之を改む」となる。ところが、その改革に際して注目されるのは、律令官制を復活しながら、使職たる觀察使に新たな権限を与えたことである。即ち唐朝が藩鎮の権力を抑圧しようとしながらも、ある面で觀察使を利用しているということである。二回にわたる財政使職の一時廃止の背景に、権力を巡る朋党の争いや財政使職の強大化による弊害等の問題が絡み合っていたことは疑いを入れない。それにしても、楊炎らが所定の目的を達成する手段としてのみ律令官制の復活を企んだとは思われない。それはとりわけ徳宗の唐初への復帰の傾向を相当地に反映する出来事だったと考えられる。

第三は府兵制の復活の企図である。徳宗は府兵制に大きな関心を示し、吐蕃等の侵攻に苦しむ辺境地帯での營田・屯田事業に託してその復活を試みた。即ち李泌の獻策により、關東からの防秋兵等の戍卒に田地や耕牛等を与えて屯田せしめ、彼らが富を得て土着を願えば、悉く「府兵の法」をもって治め、さらに「京師の諸軍諸衛に分隸せしめ、寇有らば、則ち符契を以て辺將に發付し、寇無くんば、分番宿衛せしむ」ようにしたのである。実際において「分番宿衛」まで行いえた

かはやや疑わしいとしても、戊卒の十の五・六が応募したといわれ、府兵制の遺意を辺境に生かすことには一応の成果を収めたと見られる。<sup>⑧</sup>そして貞元九年五月に陸贄が「寇至らば、則ち人自ら戦を為し、時至らば、則ち家自ら農に力む」という府兵制的兵農一致の辺境防備策を説き、ある程度行われたらしい。<sup>⑨</sup>以後屯田は行われるものの、府兵制度を巡る議論はあまり見られない。

これらは、徳宗が可能な限り唐初への復帰を理想とする反動的な政治を企んでいたことを物語る。しかし現実との隔たりはあまりにも大きく、その理想が実現されるはずはなかった。地方支配体制に対しても、徳宗が中央―州を軸とする体制の再現を夢見ていたと見てよい。代宗はもとより、徳宗の觀察使政策というのは、州県政治の破綻等のためその役割を拡大する面があるとしても、基本的に觀察使の権力を削減する方向に働いていたのである。

- ① 従来この問題に因してあまり論じられておらず、一般には唐朝の反乱対策の一環として行われたといわれている。日野「觀察処置使」二〇九―一〇頁は、唐朝が弱体化し、反乱対策として置かれた藩鎮の行政・財政に対する既得権を容認せざるをえない状況の中、觀察使を置きそれを合法化した上で国家組織の新たな体系をつくる狙いがあった等とされる。
- ② 『資治通鑑』卷二二〇。『唐大詔令集』卷二二三「修復京師詔」。
- ③ 『資治通鑑』卷二二〇。
- ④ 『唐大詔令集』卷二二三「至德二載修復兩京大赦」。
- ⑤ 『資治通鑑』卷二二〇。
- ⑥ 『唐大詔令集』卷三六「命三王制」天宝十五載七月十五日、『資治通鑑』卷二二八至德元載七月丁卯条、『文苑英華』卷四六二「玄宗幸普安郡制」。
- ⑦ 至德元載十二月から翌年二月にわたる永王璣の反乱等がそれである。
- ⑧ 觀察使の任務に関する明確な記事は殆ど見られないが、その本来の任は唐初の六条であるとしてよい。谷川道雄「唐代の藩鎮―浙西の場合―」（『史林』三五―三、一九五二）七六頁参照。
- ⑨ 『旧唐書』卷三八地理志二「至徳之後、中原用兵、刺史皆治軍戎、遂有防禦・團練・制置之名。要衝大郡、皆有節度之額、寇盜稍消、則易以觀察之号」。
- ⑩ 日野「觀察処置使」二四七―五四頁。
- ⑪ 監察御史も唐末に至るまで、州県を巡察して州の財務を勾検していた。鞠清遠『唐代財政史』（中島敏訳註、國書出版、一九四四）二五二―三頁、王永興『唐勾檢制研究』（上海古籍出版社、一九九一）八七―九頁、陳光明『唐代財政史新編』（中國財政經濟出版社、一九九二）五一頁等参照。
- ⑫ なお『唐会要』卷五九比部員外郎貞元八年閏十二月十七日条「尚書右丞盧邁奏……伏詳比部所勾諸州」云々。王永興前掲著書八六頁参照。
- ⑬ 日野開三郎「唐代の閉關と禁錢」（一九三八、のち『日野論集』五、

一九八二に収録）参照。

⑭ 例えば、安史の乱後「驛名」や「接脚」がよく行われ、州からの応募者の真偽が把握されない事態が生じていたが、徳宗貞元四年八月にその弊害を直すため、觀察使に対してそれを勾当せしめる（『唐会要』卷七四選部上）。そして安史の乱により士人が地方に逃れ込んでいたので、唐朝が人材の不足に悩み、觀察使に人士の推挙を命じているのも見られる（『唐大詔令集』卷七〇「貞元九年南郊大赦天下」等、刺史に命じる場合は『冊府元龜』卷六八求賢二「貞元十一年九月条等」。觀察使の周囲に人材が集まり、その勢力伸張に役立っていたことはことさらにいうまでもない。

⑮ 『通典』卷七食貨七。

⑯ 『陸宣公論苑集』卷二中書奏議六「均節賦稅恤百姓六条」其一。

⑰ 注⑯同。

⑱ 但し徳宗期に入り、州県に対する觀察使の監察活動はある程度行われたらしい。即ち『資治通鑑』卷二二六徳宗建中元年九月条に「大曆以前、賦斂出納俸給皆無法、長吏得專之、重以元載・王（綏）秉政、貨賂公行、天下不按賊吏者殆二十年。惟江西觀察使路嗣恭按處州刺史源敷翰、流之」とある。

なお陸贄が貞元九年に書いた「均節賦稅恤百姓六条」（前掲）には、徳宗期における州県政治の弊害が多く指摘されている。藤田純子「陸贄の兩稅法批判について」（『史窓』三一、一九七三）参照。

⑲ 例えば、「貞元六年十一月八日勅、自今以後、太守・県令有犯賊者、宣令加常式一等」（『唐会要』卷四一雜記）と地方官の刑罰を強化し、使臣を直接派遣して地方官を監察し（『冊府元龜』卷一六二命使二貞元元年二月条等）、地方官の俸給を新たに制定する等（『唐会要』卷九一内外官料錢上大曆十二年五月条）の法規的整備等がある。

⑳ 日野開三郎「藩鎮時代の州稅三分制について」（一九五六、のち『日

野論集』四、三一書房、一九八二に収録）二八六～八頁、栗原益男「隋唐帝國」（共著、中国の歴史四、講談社、一九七四）三三五～六頁、堀敏一「古代の中国」（世界の歴史四、講談社、一九七七）四一三及び四一九頁等。

㉑ 堀敏一「唐宋諸叛乱の性格―中国における貴族政治の没落について―」（『東洋文化』七、一九五一）七二頁。

㉒ その任務には、考課の報告や貢物の献上や正月の朝儀参列等がある。青山定雄「唐代の駅と郵及び進奏院」（『唐宋時代の交通と地誌地図の研究』吉川弘文館、一九六三）、曾我部静雄「上計吏と朝集使」（『中国社会経済史の研究』吉川弘文館、一九七六）参照。

㉓ 青山定雄「唐代の駅と郵及び進奏院」（前掲）八九～九二頁。

㉔ 『唐会要』卷二四諸侯入朝建中二年七月二十二日条「勅、諸州府今年朝集使、宜且權停。其貢物及文解等、准例令考典赴上都」。

㉕ 『資治通鑑』卷二二六。

㉖ 『資治通鑑』卷二二三貞元二年十一月及び十二月条。

㉗ 建中年間に、強藩の跋扈により汴河の漕運がしばしば途絶し、徳宗が漕運の円滑のため、有力藩鎮を漕運使に任命していた。青山定雄「唐宋時代の軫運使及び發運使」（『唐宋時代の交通と地誌地図の研究』前掲）三〇一頁参照。

㉘ 礪波護「三司使の成立について―唐宋の変革と使職―」（一九六一、のち『唐代政治社会史研究』同朋舎、一九八六年に収録）二二～三頁参照。

㉙ 『資治通鑑』卷二三二貞元二年八月や同三年七月条等。

㉚ 『資治通鑑』卷二三二貞元三年七月条。

㉛ 『玉海』卷一三八兵制三「唐閩内置兵、十道置府」郡侯家伝。

㉜ 注⑳同。

㉝ 谷壽光『府兵制度考釈』（上海人民出版社、一九六二）二四五頁は、

そのようにして関中に著籍する「新府兵」が成立したと述べ、青山定雄「唐代の屯田と營田」(『史学雑誌』六三一、一九五四)二六頁も、かなりの成功を取めたとされているが、張沢咸「唐後期屯田的變質与敗壞」(『平準学刊』四上、一九八九)八五頁等は、その実行に対して

否定的である。  
③④ 『資治通鑑』卷三三四、「陸宣公諡苑集」卷十九「論邊守備事宜狀」。  
③⑤ 『資治通鑑』卷三三四貞元九年五月条「上雖不能尽從、心甚重之」、  
『旧唐書』卷一三九陸贄伝「德宗極深嘉納」。

### 三 憲宗の藩鎮改革と以後の觀察使

徳宗の没後、順宗を経て憲宗が即位して、反逆の藩鎮に対する討伐を試みて大きな成功を収める。その結果、河北三鎮も一時唐朝の命令に従い、唐朝支配はある程度安定期を迎えるようになる。その後、河北三鎮が再び「河北の旧事」を守り続け、唐朝支配に反旗を翻す藩鎮が時としてあらわれるとしても、藩鎮が唐朝支配に大きな脅威を与えることは殆どなくなる。同時に、憲宗は藩鎮権力の改革に着手して以後唐朝の地方支配体制の基礎をつくるようになる。周知の元和四年の財政上、同十四年の軍事上の改革がそれであり、これら制度上の改革により、藩鎮の権力は大きく弱まり、相対的に州刺史の権限が大きくなる。

では、その後、唐朝は藩鎮としての觀察使に対する政策をどのように推進したのであろうか。その検討の前提として、まず憲宗以後州が地方支配体制の中に占めていた地位について見る。憲宗の改革により中央の州への統制力が大いに回復されたことを受けて、唐朝は州県を直接統制し、州県体制を立て直そうとして積極的に施策を打ち出していた。即ち、

(元和) 七年閏七月勅すらく、前後に累ねて制勅を降し、応ゆる諸道の違法の徴科及び刑政の寛濫、皆出使の郎官・御史に委ねて訪察して聞奏せしむ(『唐会要』卷六二御史台下出使)。

宝曆二年正月、戸部侍郎崔元略奏すらく、……其の孝子・順孫・義夫・節婦及び股を割きて親を奉ずるものは、比來、州府課役を免ずるに、所司に由らず。今後、請うらくは、応有る此の色、勅下りし後、亦た須らく先に当司に陳せしめよ。如し、戸部の文符を承けざれば、其の課役は免限に在らざらん、と。之に従う(『唐会要』卷五八戸部侍郎)。

会昌二年四月敕文、大和元年十二月十八日勅に准るに、進士初めて合格すれば、並びに諸州府の參軍及び緊県の尉を授けしめ、未だ兩考を経ざれば、職を奏するを許さず、とあり。……近者、諸州の長史(吏?)、漸く遵承せず、県察に注すと雖も、多く使職に墜ぎ、知己に苟從し、蒸民を念わず。流例浸く成り、供費少なからず。況んや去年の選格、新条に改更するをや。本郡、官を奏するに、便ち当府職に一人を充てるを許し、従事は兩請し、料錢は虚占す(『唐会要』卷七五選部下雜処置)。

等と、地方官の不法徵稅や刑獄の紊亂等を防ぐために監察活動の強化を図り、また新たな状況に対応して関連法規を整備している。このような類の命令は唐末に至るまで数多く見られる。唐朝の威令は大いに州県に及んだであろう。<sup>④</sup>

州の地位の一端を見よう。即ち武宗年間に全国にわたり大々的な仏教弾圧が断行される際、藩鎮や州県がどのように働いたかをみる。『入唐求法巡礼行記』卷四会昌五年十一月三日条を見れば、その弾圧事件と関わり、一部藩鎮の動向を記して、

唯だ黄河已北の鎮・幽・魏・潞等の四節度、元來佛法を敬重し、舎を拆せず、僧尼を条流せず。仏法の事、一切之を動かさず、頻りに勅使の勘罰有るも、「天子自ら来たりて毀拆焚燒すれば、即ち然る可きなり。臣等、此の事を作す能わざるなり」と云う。

とある。即ち成徳・盧龍・魏博・昭義の四藩鎮が唐朝の廢仏令に従わず、従來の仏事を固執している。この中、昭義節度使による廢仏令の拒否は、藩帥の劉稹が会昌三年九月に反亂を起し翌年八月に討伐されているから、討伐される前のことであろう。では、その他の藩鎮は廢仏令に従ったのであろうか。それを確かめるべき記事が見出されないことや、他に唐朝に対決できる藩鎮が殆ど存在しなかったという当時の政治的形勢から見て、廢仏令を直接拒否する藩鎮は殆どなかったと思われる。一方、州県の廢仏活動はかなり見出される。即ち、

諸州県、勅に准りて諸坊・諸郷に牒し、僧尼の衣服を収め、將って州県に到りて尽く焚燒せり(『入唐求法巡礼行記』卷四会昌五年八月)。

三・四年已來、天下の州県、勅に准りて僧尼を条流し、還俗已に尽く。……天下の州県、寺家の錢物・莊園を收納し、家人・奴婢を

収めて已に訖る（『入唐求法巡礼行記』卷四会昌五年十一月）。

等があり、觀察使が廢仏に関わらなかつたとは言い難いけれども、州県が唐朝の命令を実行に移しているのが窺われる。<sup>5)</sup>これは廢仏に止まらず、当時の一般的な州の地位を反映しているであろう。

しかし、当時の州の地位をあまり過大評価してはならない。というのは、唐朝の期待とはうらはらに州県政治が改善されるどころか、むしろ益々紊乱を露呈している中、唐朝が引き続き藩鎮権力に対して規制を図る一方で、地方政策の一環として觀察使の役割を強化するものが多く見られるからである。まず州県政治の状況に留意しながら、觀察使の本来の任に関わるものを見よう。例えば、

比来、州県多く戸を定めず、貧富交易し、遂に不均を成し、前後制勅頻りに処分有り。聞くが如くんば、長吏尽くは遵行せず、宜しく觀察使に委ねて刺史・県令と商量して、三年に一たび定め、必ず均平ならしむべし（『文苑英華』卷四二翰林制詔三赦書三）元和十四年七月二十三日上尊号赦」。

聞くが如くんば、所在の州郡、未だ尽く詔旨を論し、常平義倉に侵入する能わず、縦い年豊に遇うも、糶斂を務めず、謬りて廢闕を為す。切に挙明に在り。……其の刺史の任を去る日、仍お本道の觀察使に委ねて便ち在任の日の收貯せる所の斛對の多少の支數を以て、以て考課を為すべし（『文苑英華』卷四二翰林制詔一赦書一「大中十三年十月九日嗣登宝位赦」）。

其の天下の州県官等、皆律令を習う罕にして、重軽を知ることを莫し。唯だ胥徒に任せて、因りて枉濫多きのみなり。本道の觀察使に委ねて覺察して聞奏せしめん。又た刺史・県令、多く遊宴に務め、官常を思わず。決遣既に妨げ、圍圍自ら満ち、永く寃滞を言うは、豈斯に由らざるや。觀察使に委ねて表率して条流し、以て深弊を懲らしめん（『唐大詔令集』卷八六恩宥四「咸通七年大赦」）。

等枚挙に暇がない。つまり州県政治の破綻が州県を監察・監督するべき觀察使の役割を強く要求しており、藩鎮が唐朝に大きな脅威とならなくなったこともあって、唐朝が觀察使を積極的に利用しているのである。

その上、觀察使の行政的権限が大きくなることを示す史料も少なくない。その幾つかを見る。第一は、觀察使が州県の

財政や戸口管理に深く関与するようになったことである。觀察使も採訪使と同じく州県の戸口管理を監察する任を持っていたが、<sup>④</sup>のちその権限が、

会昌五年四月、中書門下奏すらく、……臣等商量し、且つ望むらくは、各々本道の觀察使に委ねて、清強官を差して本州の刺史・県令と同一に点検して、見在の口数及び老弱・嬰孩を具して、並びに須らく一一分析して聞奏せしむべし。……と。勅旨あり、奏に依れ、と『唐会要』卷八六奴婢。

と、より具体化される。そして武宗会昌元年正月には、

制して曰く、……聞くが如くんば、近年長吏、条法に遵わず、分外に徵求し、力農の夫をして転た困弊を加えしむるを致し、亦た歳毎に官を差して巡簡（＝檢）すること有り、勞擾頗る深し。……仍お本道の觀察使に委ねて、毎年秋成の時に、管内の墾闢せる田地の頃畝、及び合に徵すべき上供・留州・（留）使の斛斗の数を具して、分析して聞奏せしめん。数外に人戸の斛斗を剩納すること有らば、刺史以下、並びに節級もて重く徵貶を加え、觀察使、奏して進止を聴くべし。仍お出使の郎官・御史及び度支・塩鉄知院官をして訪察して聞奏せしめん、と『冊府元龜』卷四八八邦計部賦税二。

と、唐朝が觀察使に対して管内の墾田や上供・留州・留使の斛斗の数を報告する権限を与える。<sup>⑤</sup>ここで觀察使の権限がより大きくなったのは、引用文にも見られるように、地方官の不正行為を防ぐための唐朝の政策の一環に他ならない。<sup>⑥</sup>ちなみに、この後も、同二年四月二十三日に發布された赦文に「州府の両稅物の斛斗、年毎に各々定額有り、徵科の日に皆省司に申す」と見え、その州の報告は引き続き行われる。

第二は、觀察使の獄訟権がより拡大することである。採訪使の下に推官一人が置かれて「獄訟を推鞠」したが、<sup>⑦</sup>觀察使も最初から州県の獄訟権を持っていたといえる。<sup>⑧</sup>代宗や徳宗が州県の刑獄の紊乱を直すため、觀察使にその監察を命じていたことは前述したが、憲宗以後において、

元和三年正月勅すらく、今後、応ゆる座職して及び他罪にして当に贖すべき者は、諸道、觀察判官一人に委ねて専ら勾当し、時に及

んで申報せしむべし。……如し、罪名未だ正されず、妄りに其の財を罰するは、亦た觀察判官に委ねて勾当せしむ〔『唐会要』卷四  
十定贓估〕。

(大和) 四年八月、御史中丞魏謩奏すらく、諸道州府の百姓台に詣りて事を奏すれば、多く御史を差して推劾す。臣、州県を煩勞するを恐れ、先に度支・戸部・塩鉄の院官の憲銜を帯びる者を差して推勘するを請う。……今諸道の觀察使の幕中の判官、少なきも五・六人を下らず、其の中の憲銜を帯びる者に於いて、委ねて推劾せしめんことを請う。……と。之に従う〔『唐会要』卷六二御史台下推事〕。

と、唐朝が御史台の権限を割讓して觀察使に与える等、その権限をより拡大するようになる。そして懿宗咸通十二年五月に至り、唐朝が速理赦免を実施した際、

勅すらく、……獄吏苛刻にして、務むるは舞文に在り。守臣因循して、事親するを聞くこと罕なり。此を以て械繫の輩、陸罕(狴牢?)に溢れ、逮捕の徒、簡牘に繁なり、寒に和氣を傷り、用って疹氣を致す。……応ゆる天下の禁繫する所の罪人、……に非ざるの外、余は宜しく並びに諒理して付放せしむべし。如し或いは人吏を信任して、多く情を生じて繫留すること有らば、統いて察訪して得知し、本道の觀察使判官・州府の本曹官、必ず微譴を加えて、以て慢易を誡めるべし〔『文苑英華』卷四四一翰林制詔二二「踈理京城諸司及諸州軍府囚徒德音」〕。

と、その実行機関として觀察使と州を並べているのが見られる。この勅文は、引用文と若干の出入はあるが、『冊府元龜』卷九一帝王部赦宥や『旧唐書』卷十九上懿宗紀や『唐大詔令集』卷八六「咸通十三年五月踈理刑獄勅」や『全唐文』卷八四「恤刑勅」にも載っており、『唐会要』卷四〇君上慎恤同年五月条には「其れ諸州府の罪人、並びに本道に委ねて十日の内に速やかに理めよ」と、觀察使が州の上位の司法機構として裁判権を發揮するように書かれている。

第三は、觀察使が州の郷貢に関わるようになることである。安史の乱後、觀察使が州からの貢挙にどれほど関与していたかは確認されない。しかし、

元和二年十二月勅すらく、今より已後、州府の送る所の進士、跡疏狂に涉り、兼ねて礼教を虧き、或いは曾て州府の小吏に任じて、一事の清流に合わざる有る者の如きは、薄か辞芸有りと雖も、並びに申送するを得ず。如し後に挙げられ事発かれれば、長吏は奏して現任を停し、已に停替せる者の如きは、二年を殿とせん。本試官及び司功官、見任及び已に停替せるもの、並びに事の軽重を量りて貶降せしめ、仍お御史台に委ねて常に察訪を加えるべし、と（『唐会要』卷七六貢举中進士）。

等とあるように、元和期においては州が依然としてその最高機関としての資格を持っていたと考えられる。ところが、唐朝が会昌五年（八四五）に礼部試への国子監および郷貢からの送付人数に関する制限令を發布した際、觀察使に州からの貢士数を統制する権限を与えた。即ち、

其の諸支郡の送る所の人數、觀察使に請申して解を為りて都送し、諸州が各自に申解するを得ず（『唐撫言』卷一「会昌五年举格節文」）。

とある。但しこれにより觀察使が州の郷貢に関する全権を握ったわけではなく、州の郷貢に対する中央の直接の監督が依然行われる。即ちこの「節文」には続いて「今諸州府の試する所、各々須らく省司に封送して検勘すべし。如し病敗し詞理に近からざるに、州府妄りに解を給する者、試官は見任を停して闕に用うべし」と見え、唐朝が貢举制度を改革して觀察使の役割を強化しながらも、中央政府が州の紀綱の弛緩を直接取り締まるための方策をも講じている。<sup>14</sup>

第四は、藩鎮の州県官に対する差撰権や奏辟権の問題である。安史の乱中に唐朝が臨時に諸藩鎮に対して州県官を任命する権限を与えていたことは先にも述べた。乱後、藩鎮による刺史らの「差撰」がしばしば行われたらしく、代宗大曆十二年五月には「刺史に故闕有るも、使司、差撰するを得ず、但だ上佐をして州事を知せしめよ」という勅が出されている。<sup>15</sup>ところが、州県官の空席が数多く、觀察使が先の大曆十二年五月の勅を守ろうとしても守り難い状況になる。そのため、文宗大和四年八月に至り、唐朝は藩鎮による不法な州県官差遣を防ぐ狙いを含めて「刺史未だ至らず、上佐人を闕き、及び別に尙当する処有らば、録事参軍を差して州事を知せしむるを許し、如し録事参軍又た闕ければ、則ち別に判官を差す

るに任す」という勅を出す。一方、管下州県官に対する觀察使の奏請は認められ、例えば大曆十四年七月に「流外出身人、今後、刺史・県令・録事参軍を授くることなかれ。諸軍諸使も亦た奏請を得ず、仍お所由に委ねて検勅せよ」という勅が出されている。その後、文宗大和元年（八二七）九月十九日に「兩畿及び諸道の州県官を奏請するを蠲革し、唯だ山劔・三川・硤内、及び諸道の比遠、県令・録事参軍を奏するを許し、其の余は並びに停す」と、觀察使の権限を大幅に削減する勅が出される等、<sup>16</sup>觀察使の州県官奏請権に関する法規は度々改修される。とくに、その理由に注意しながら、觀察使の権限の拡大に関わるものを見れば、前の大和元年九月の勅が出された後、觀察使による州県官奏請が相次ぎ、大和四年五月に中書門下が、

伏して以えらく、……今より已後、山劔・三川・硤内、及び諸道の比遠の州県官、有出身及び前資の正員官人の中、道毎に録事を除くの外、各々三教員を奏するを許すことを望む。河北諸道の滄景・徳祿の類の如き、破傷を経しの後、及び靈夏・鄆寧・麟坊・涇原・振武・豊州、全て俸料無く、出身有るの人、及び正員官、悉く去くを肯せず、吏部前に従り多く注擬せず、如し仮撰して勞有らば、諸色人の中に於いて、事を量りて三教員を奏するを許し、其の余の勅約及び期限、並びに大和元年九月十九日勅の処分依ることを望む（『冊府元龜』卷六三二銓選部条制三）。

と、引用文に見える地域に対して録事を除く三員を奏請できるように上奏を行い実行に移されている。その権限の拡大の理由として州県官の空席を埋めようとする唐朝の配慮が働いていることが窺われよう。そして、宣宗大中二年正月には、中書門下奏すらく、……大和・会昌末に、中選の後四選にして、諸道方に州県官職を奏充するを得、如し未だ選に合わざれば、並びに申奏の限に在らず。臣等昨に已に奏論して、面して進止を奉ず。今より已後、及第の後第三年にして、即ち奏請するに任すべし、と。勅旨、奏に依れ、と（『唐会要』卷七六貢舉中進士）。

と、吏部選に四選した人物を奏請するようになっていた大和から会昌年間までの規定を改め、礼部試に及第して三年と、被奏請者の範囲を広げている。

他にも、觀察使の役割や権限の拡大を物語る記事が少なからず見出されるが、中には、

（大中）六年七月、考功奏すらく、……近年以来、刺史皆自ら課績を録して省に申するに、矜衒する者則ち其の事を張皇し、謙退する者則ち緘黙して言わず。今より已後、其の巡内の刺史、並びに本道の觀察使に委ねて其の考第を定め、然る後に録申し、本州自ら課績を録して省に申するを得ざらしむことを請う。……と。勅、……奏に依れ、と（『唐会要』巻八二考下）。

と、州に対する觀察使の支配力を大いに増大し兼ねない処置もある。憲宗以後における觀察使の権限の拡大は徳宗以前のそれとは異なり、唐朝により相当積極的に行われていたのである。

実際においては觀察使がより大きな権限を行使していたであろうし、觀察使の権限の拡大の背景に、制度の現実化を計ろうとする唐朝の思惑が働いていたことを想定するべきかも知れない。しかし関連記事には、所々で見つたように、当時州県政治が破綻を見せ、これが觀察使の役割や権限の拡大に直接結び付けられている場合が多く、やはり州県政治の破綻が觀察使の権限の拡大において最も重要な要因として働いていたと思われる。

さらに唐末に近づけば、州院の組織が縮小され、州県に対する觀察使の権限は益々拡大して地方行政体制は道―州―県という三級制の様子をより強めていたと思われる。勿論、その場合においても、中央と諸州との関係が消滅せず、依然として相当持続されていたことは注意すべきである。例えば唐朝支配の崩壊の兆しが多く見られる懿宗年間においてさえ、宜しく台府及び該軍司並びに所在の州県の長吏をして、見禁の囚徒に抛り、德音の到る後七日の内に、親しく罪名を詳らかにして、疏理し訖りて聞奏すべし（『唐大詔令集』巻八六恩宥四「咸通八年五月德音」）。

等と、唐朝が諸州に対して特定の事項について聞奏させている。唐朝の権威が未だ生きている限り、州もそれらを無視してはいなかったであろう。

憲宗以後、藩鎮が唐朝に反旗を翻し難くなったとしても、唐朝支配を脅かす危険性は存在しており、唐朝が觀察使の権限の削減をしたりする等、いろいろの規制策を講じていたのはいまさらいうまでもない。觀察使の権力に対する唐朝の牽

制策を幾つか見てみよう。第一に、觀察使に新たな権限を与える際、彼や幕僚の責任に対する処罰の規定等の制限を設けることである。例えば、

(大中)三年二月、中書門下奏すらく、諸州の刺史郡に到り、条流有らば、須らく先に觀察使に申し、本判官と利害を商量して、皎然と分明なれば、即ち施行を許すべし。如し本と是れ前政物に利し公に徇う事ならば、輒ち移改を許すを得ず。勾当を存せず、前に踵ぎ因循すれば、判官は重く殿責を加え、觀察使は進止を聴くべし。仍お出使の郎官・御史に委ねて、常に切に詢訪して挙察せしめん、と。勅旨あり、奏に依れ、と(『唐会要』卷六九刺史下)。

等がある。第二に、御史台や郎官御史や巡院は州県に対して監察活動を行っていたが、觀察使に対しても同じく監察活動を行うことである。即ち、

諸道の方鎮、兵興より以来、或いは進奉助軍により、或いは本道の徵発に縁りて、務めて濟辦を求むるも、多く是れ權宜なり。今寇賊既に平らぎ、中外事無く、宜しく典法を申して、以て傷残を救うべし。天下、二税を除くの外、輒りに科配有るを得ず、其の擅に雜權を加うこと、一切宜しく停すべし。仍お御史台及び出使の郎官・御史並びに所在の巡院をして、厳しく訪察を加えるべし(『文苑英華』卷四二八翰林制詔九「大和三年十一月十八日敕文」)。

等がある。この中、度支・塩鉄転運使の地方出先機関たる巡院による監察活動はとくに注目され、觀察使に対する御史台の弾劾活動も他の官職への弾劾に較べればわりに多く確認されている。②③そして唐朝が觀察使の州県に関する不正な報告を確認するために、同一事項を巡院や出使郎官等に報告させていることも見られる。④第三に、黜陟使・宣慰・宣撫・安撫使等の地方使臣を時々派遣して諸道に唐朝の威令を示したことである。⑤第四に、前述の通り唐朝が諸州との直接の関係を維持したことである。

とはいえ、唐朝が觀察使の権限の拡大を積極的に推進していたことは否めない。こうした憲宗の藩鎮改革以後に見られる政策の転換は州県政治の破綻に対応して行われたものであるが、州県はもはや、唐朝を支える反面、逆に唐朝支配を揺

さざる存在ともなっていたのである。このような現象は、程度の差はあれ、財政使職にも見られる。建中元年頃に塩鉄転運使が強大化して、中央の意のままにならなくなっていたことは礪波護氏の指摘の通りであり、元和二年二月には、

詔して曰く、……比者、鉛錫禁無く、鼓鑄に妨ぐる有り、其の江淮の諸州府、鉛銅等を收市するに、先に已に諸道の知院官をして勾当せしむ。今の初めて出ださるるに縁りて未だ各々頒行せず、宜しく諸道の觀察使等に委ねて知院官と専切に（勾）当すべし。事の畢わる日、仍お塩鉄使に委ねて得る所の數に抛り類会して聞奏すべし、と（『唐會要』卷八九泉貨）。

と、巡院が唐朝の命令をよく遂行しないことが生じると、憲宗が觀察使に巡院とともに引用文に見える業務を行うように命じている。そして同年九月には、

給事中穆質請うらくは、州府の塩鉄巡院の心決の私塩の死囚、州県共に監して、冤濫有るを免れんことを請う、と。之に従う（『唐會要』卷八八塩鉄）。

と、憲宗が巡院による刑獄の冤濫を防ぐため、州県と「同監」することを命じている。なお高橋繼男氏によれば、唐末に巡院が独自の動きを顕著にあらわし、唐朝が信頼するべき本来の監察機能を殆ど喪失しているかに見える<sup>②</sup>とされる。つまり、地方機構の中最も信頼できる中央の出先機関たる巡院がそうであるだけに、唐朝が全面的に信頼しえる地方機構はもはや存在しなかったのである。唐朝が觀察使の権力に対して規制を図る一方で、その役割や権限の拡大を試みるという、一見して相矛盾する政策を取っていたのも、そのような脈絡の上で理解することができよう。

① 日野開三郎「藩鎮時代の州税三分制について」（前掲）及び「唐代藩鎮の跋扈と鎮將」（一九三九・四〇）、のち『日野論集』一、三二―書房、一九八〇に収録）参照。但し、元和四年の税制改革は同五年や六年に補訂され、諸州の送使が一部復活する等、中央と州の直接関係を強化しようとする唐朝の意図がやや後退した観もあるが、基本的な骨格は「唐末まで行われる。即ち松井秀一「裴瑄の税制改革について」（『史学

雑誌』七六―七、一九六七）参照。  
② 藩鎮に対して多くの研究が行われているにもかかわらず、この問題に対してはあまり論究されていないが、通常、その後も唐朝は引き続き藩鎮権力を削減し、中央と州との関係を強化しようとし、藩鎮も衰弱する一方にあったというふうにいわれている。即ち日野開三郎前掲論文、栗原益男「安史の乱と藩鎮体制の展開」（『岩波講座世界歴史』

六、岩波書店、一九七二）一八〇頁等。

③ 従来の理解は二つに分かれ、一つは、唐朝が中央と州との直接関係  
を回復しようとしたにもかかわらず、藩鎮権力は弱体化したものの、  
その関係の回復はついに実現されず、州は殆ど藩鎮により統制され続  
けるとされる（日野開三郎前掲論文）。もう一つは未だ指摘にとどまる  
が、憲宗の改革により、中央と州との関係が再び強化され、州が再び  
ある程度の地位を得るといふふうにいわれる（栗原益男「安史の乱と  
藩鎮体制の展開」前掲、一七二頁等）。

④ 『唐会要』卷六二御史台下出使元和七年閏七月条「出使郎官・御史、  
所歷州界」、同書卷六二御史台下雜錄長慶三年八月条「比來御史出使  
推按、或所在取州界印文狀」等も見られる。

⑤ 当時唐朝の命令は直接州に届いていた（前稿三九八～四〇〇頁）。な  
お『入唐求法巡礼行記』卷二開成五年三月五日条には登州に到着した  
詔書の宣布儀式の様子が記されている（中村裕一「唐代制勅研究」前  
掲、九二～四頁参照）。

⑥ 例えば「（元和）六年二月制、自定兩稅以來、刺史以戸口増減為其殿  
最、故有折戸以張虚數、或分産以擊戶名、兼招引浮客、用為増益。至  
於稅額、一無所加、徒使人心易播、土著者寡。觀察使嚴加訪察、必令  
指實」（『唐会要』卷八四雜錄）等が見える。

⑦ その前には「会昌元年正月制、……自今已後、応州界開成五年已前  
逃戸、並委觀察使・刺史差強明官就村鄉詣突簡（『檢勘秦田屋宇等、  
仍勅長令切加簡較（『檢校）、租佃与人、勿令荒廢』（『冊府元龜』卷四  
九五邦計部田制）と、觀察使と刺史とを同等にしているのが見られる。

⑧ 以前穆宗長慶四年三月には「長慶四年三月）制、……自今以後、州  
府所由戸帳及墾田頃畝、宜掘見徵稅案為定、申省後、戸部類會、具單  
數聞奏。仍勅五年一定稅、如有逃亡死損州界須隨事均補」（『冊府元龜』  
卷四八八邦計部賦稅二）と、州が戸帳や墾田頃畝を中央に報告する

ように命令を出していた。

⑨ 兩稅法の施行後における地方官の戸口管理の紊乱の実態に関しては、  
陳光明『唐代財政史新編』（前掲、二四三～五頁参照）。

⑩ 『文苑英華』卷四二三「會昌二年四月二十三日上尊号敕文」。

⑪ 『通典』卷三二總論州佐。なお『冊府元龜』卷一五一「慎罰開元二十三  
年四月壬子条に「詔、……天下諸州、委本道採訪使及本州長官、隨事  
決斷、勿令寬繫」云々と見える。

⑫ 『唐会要』卷七八諸使中に「景雲二年正月二十九日勅、謹節度除縁兵  
馬外、不得別理百姓訴訟事」とあり、安史の乱前に節度使が既に百姓  
の訴訟に関わっていたことがわかるが、乱後節度使による不法な裁判  
は多く行われていたであろう。

⑬ 以前、觀察使は刺史が推薦する人材を「考覈」する権限をもってい  
た。

（大和）七年五月二十五日、中書門下奏、今後請令京兆・河南尹及  
天下刺史、各于本府本道管（『常』）選人中、揀勘挾堪為県令・司録・  
録事參軍人、具課績才能聞薦。其諸州先申牒觀察使、都加考覈、申  
送吏部、……從之（『唐会要』卷七五選部下雜処置）。

⑭ 村上哲見『科挙の話』（講談社現代新書、一九八〇）一〇二頁は、観  
察使の設置以後、州が觀察使を通じて解送していたといわれるが、同  
意し難い。

⑮ 『唐会要』卷六九都督刺史以下雜錄。

⑯ 『唐会要』卷六八刺史上大和四年八月条「御史台奏、謹按大曆十二年  
五月一日勅、……昨者、宣州觀察使于敖所差周坤知池州、若掘勘官、  
便合奏劾。今勘其由、長史・司馬並在上都守職、有録事參軍顧復元在  
任。若不重有條約、所在終難守文」。

⑰ 『唐会要』卷六八刺史上。

⑱ 『唐会要』卷五八吏部尚書。

- ①⑨ 『冊府元龜』卷六三二「銓選部条制三大和四年五月条中書門下奏所引。例えは「大和」五年二月、塩鉄使奏、……其江西・鄂岳・桂管鑄監錢、並請委本道觀察使条流禁絶。勅旨宜依」(『旧唐書』卷四八食貨志上七)、「(會昌)四年八月、中書門下奏、……臣等商量、自今已後、勅到南省、限兩日內牒本道、便令進奏院過去、……如前刺史諸道居住、未赴闕廷者、各委觀察使、每季具管內有無申台、或憂制及疾廢者、並須一一具言。……勅旨依奏」(『唐會要』卷六九刺史上)等がある。なお前稿八九〇九一頁参照。
- ②⑩ 宮崎市定「宋代州県制度の由来とその特色」(一九五三)のち「宮崎市定全集」一〇、岩波書店、一九九二に収録)二二八〜二〇頁、嚴耕望「唐代府州條佐考」『唐史研究叢考』新華研究所、一九六九)一〇四及び一四三頁等。
- ②⑪ 高橋雄男「唐代後半期における巡院の地方行政監察業務について」『星博士退官記念中国史論集』同論集編集委員会、一九七八)、寧欣「唐朝巡院及其在唐後期監察体系中的作用和地位」(『北京師範學院學報』社会科学版、一九八九一六)等参照。但し巡院による監察活動の大きな目標は藩鎮にあったという高橋氏の見解(同四九〇五二頁)には同意し難い。ちなみに、この高橋氏の見解は寧氏にそのまま受け継がれている。

## おわりに

玄宗期になると、州県政治は大いに破綻を見せていた。そして逃戸の発生等の律令支配の破綻により引き起こされる諸矛盾に対して、州県体制がうまく対応できず大きな限界を露呈していた。こうした現象は則天武后期から少しずつ顕在化して、玄宗期に入り深刻な様子をあらわしたものであるが、臨時差遣から始まり、按察使を経て採訪使の設置に至る地方

- ②⑫ 胡澹沢『唐代御史制度研究』(文津出版社、一九九三)五三〜四頁「玄宗及其以後御史彈劾情况表」参照。
- ②⑬ 例えは「其(開成元)年八月、中書門下奏、……自今已後、望令諸道觀察使、每歲終、具部内刺史・県令、司牧方策、政事工拙上奏。……捺曹・邑佐、善惡特異者、亦仰聞狀。諸頒示四方、專委廉察、仍令兩都御史台、併出使郎官御史及巡院法憲官、常加採訪、具以事狀奏申。中書門下、都比較諸道觀察使承制動怠之狀、每歲孟春、分析聞奏、因議懲獎。勅旨依奏」(『唐會要』卷六八刺史上)等がある。
- ②⑭ 『冊府元龜』卷一六二「帝王部命使二」、『唐大詔令集』卷一六慰撫中及び卷一七慰撫下等にその派遣の例が少なからず見られる。その際、使臣の主な任務は租税や徭役の減免にあったが、刑罰を疎理し官吏を訪察する場合も少なからず見られる。その任の遂行過程においては觀察使と商量する場合と、刺史と商量する場合と、觀察使と刺史とともに商量する場合がある。
- ②⑮ 曠波護「三司使の成立について―唐宋の变革と使職―」(前掲)二三頁。
- ②⑯ 高橋雄男「唐代後半期における巡院の地方行政監察業務について」(前掲)五五頁。

監察使職の発達の道筋は、これと概して一致している。

そして安祿山の乱が勃発して觀察使が設置されるが、これは反乱勢力が殆ど唐朝に投降していた時点で、唐朝が乱後を睨んで非常体制から平時体制へ転換させる重要政策として行われた。これにより、州県に対して殆ど全権を發揮していた藩鎮の権限は法規的に一定の枠を付けられた。しかし史思明の再反乱により、唐朝の意図通りにはいかない。乱後、「反側の地」の藩鎮が出現し、他の地域でも、藩鎮は管下州県に対する支配力をそれほど緩めない。そこで唐朝が藩鎮（觀察使）権力の削減に努力する。ところが、そういう時にも地方支配政策の一環として觀察使を利用しているのが見られる。これは州県政治が以前にもまして破綻を見せていたことによる。しかし、觀察使への期待には限度があった。

憲宗による藩鎮抑圧が成功した後、唐朝は中央と州との関係の回復に努め、また州県政治を立て直そうとしていろいろの施策を打ち出す。ところが、州県政治は改善の気配を見せない。そういう状況の中、藩鎮による直接的脅威が殆どなくなったこともあって、唐朝は引き続き藩鎮権力に対する規制を企てる一方、地方支配を維持するため、觀察使の役割に積極的に働き掛ける。さらには唐朝が觀察使に行政的権限をも与え、その役割や権限がより拡大するようになる。しかし、中央と州との関係は次第に弱められるものの、唐末まで持続する。

以上、觀察使を中心として、それも主に唐朝の地方支配政策という立場から、藩鎮体制の一側面を述べた。とくに唐朝と藩鎮権力との関係を考察したのは、従来の藩鎮研究が多くの場合、両者の政治的関係を前提として行われていることを意識したからである。但し、本稿で見たような事象が節度使等の軍事面にもそのまま当てはまるかどうかは、また改めて確認すべき問題である。なお、作業の過程において、觀察使についても予想より遙かに幅広い権限を持ち、関連史料も多いということを切感した。今後、立場を変えながらより詳しい考察を加えたい。

## Changes in Tomb Styles during the Han Period

—From *GUO* 槨 to *SHI* 室—

by

HUANG Xiaofen

The two most characteristic structures of ancient Chinese tombs are the timber compartment *GUO* and corridor style chamber *SHI*. The former was a traditional pit-style timber compartment to protect the coffin, and the latter was typically a corridor style chamber made of tiles. The change from the *GUO* to *SHI* styles which occurred during the Han Period was greatly influential throughout East Asia. Because of the complexity and diversity of the two styles an integrated understanding of the concrete processes of transformation has not yet been possible. In this paper, based on a typological study of the structures of Han tombs, a classification of *GUO* and *SHI*, together with a clarification of the process of transformation are proposed. The introduction of a corridor space and the addition of a side entrance, followed by the development of a rites area, played a determinative role in this process. These changes which occurred were fundamental to the nature of the tomb: the space in which the body and goods representing his status had previously been laid became the place for the performance of burial rites in accordance with the social position of the deceased.

## Civil Governors 觀察使 of the Tang Dynasty: a study on the Provincial Command 藩鎮 System

by

CHEONG Byungjun

The intention of this article is to throw some fresh light on the system of provincial command under the Tang dynasty by reexamining the dynasty's local government policy. Previous studies of provincial command

contain a number of problems. First, there is a tendency uncritically to generalise phenomena seen in relation to only a few provincial commands. Second, the relationship between central government and the provincial authorities tends to be regarded as essentially hostile. Third, such research has tended to be conducted mainly from a military perspective. Fourth, the general assumption that relations between central government and the prefectures had declined since the nation-wide establishment of the provincial command system.

With these problems in mind, this research has been carried out on material relating to most of the areas over which the Tang ruler's authority extended, excluding those areas controlled by rebellious provincial commands. Since the An Lu-shan rebellion of 755-763, the dynasty had tended to reduce the power of civil governors, and although continuing the policy, begun with the reform of the provincial command system under the Hsien-tsung, of suppressing the power of civil governors, owing to the necessity of coping with the collapse of the local administration system, their powers in fact increased.

## The Reform of Public Finance in Hubei and Hunan during the late Qing Period

by

YAMAMOTO Susumu

In the Qing Period the financial system was centralised and local raising of finance was not permitted by the central government. The result was a dual system of tax collection: regularised tax collection conducted by central government, and unregularised raising of revenue by local governments to cover the costs of local administration.

In the 19th century public finances experienced difficulties owing to decreases in regular tax revenues and increases in irregular local levies. The *dufu* 督撫 (chief local government officers) attempted a reform of public finance by introducing commercial taxes such as *lijin* 釐金 and *jianshu* 捐輸, and by seeking to prevent local government officers from collecting *lougui* 陋規 (fees) and offering *guili* 規禮 (bribes) to high-